

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三重交通グループホールディングス株式会社	コード	3232
提出日	2022/6/8	異動(予定)日	2022/6/23
独立役員届出書の提出理由	令和4年6月23日開催の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	内田 淳正	社外取締役	○														○		有
2	楠井 嘉行	社外取締役	○														○		有
3	都司 尚	社外取締役										○	○						
4	田中 彩子	社外取締役	○														○		有
5	高宮 いづみ	社外取締役	○														○		有
6	植田 隆	社外取締役	○														○	新任	有
7	小林 克	社外監査役	○														○		有
8	若井 敬	社外監査役										○	○						

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<p>内田淳正氏は、大学の教授に加え三重大学長を務め、大学の運営に関与したことにより優れた見識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(4. 補足説明に記載のとおりです)。内田淳正氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
2		<p>楠井嘉行氏は、平成26年から2年間、当社の社外監査役として経営者の職務遂行が適法、妥当なものであるかどうかを監査しており、弁護士として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(4. 補足説明に記載のとおりです)。楠井嘉行氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
4		<p>田中彩子氏は、医療機関等の経営者として、優れた見識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役に選任いたしました。</p> <p>また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております(4. 補足説明に記載のとおりです)。田中彩子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>

5		<p>高宮いづみ氏は、大学の教授に加え近畿大学副学長を務め、大学の運営に関与したことにより優れた見識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役役に選任いたしました。</p> <p>また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（４．補足説明に記載のとおりです）。高宮いづみ氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
6		<p>植田隆氏は、三重県副知事を務めるなど、長年にわたる行政機関の責任者としての優れた見識と幅広い経験を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により客観的立場から当社の経営に対する確かな助言をいただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性の一層の強化及び当社グループの中長期的な企業価値向上が期待されることから、社外取締役役に選任いたしました。</p> <p>また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（４．補足説明に記載のとおりです）。植田隆氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断しております。</p>
7		<p>小林克氏は、公認会計士・税理士・不動産鑑定士の資格を有しており、これらの専門家としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、以上の理由により、客観的な立場から監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任いたしました。</p> <p>また、当社は社外役員の独立性を確保するため、東京、名古屋の各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外役員の独立性基準を定めております（４．補足説明に記載のとおりです）。小林克氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であると判断しております。</p>

4. 補足説明

<p>社外役員の独立性に関する基準</p>	
<p>三重交通グループホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、当社における社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員（候補者を含む。）が次の項目のいずれにも該当しない場合、当社からの独立性が高いと判断します。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（注1） 2. 当社の大株主（注2）又はその業務執行者 3. 当社グループの主要な取引先（注3）の業務執行者 4. 当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士 6. 当社グループから年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等 7. 当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受ける団体の業務を執行する者 8. 当社グループから役員を受け入れている会社の業務執行者 9. 上記1から8までのいずれかに該当する近親者（注5） 10. その他、当社の一般株主全体との間で利益相反が生じるおそれがある者 	
<p>（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（その就任前10年間において業務執行者であった者を含む。）をいう。 2. 大株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう。 3. 主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先であって、直近事業年度及び直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。 4. 主要な借入先とは、当社グループの資金調達において代替性がない金融機関等をいう。 5. 近親者とは、該当者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族のことをいう。 	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。